

シビックコア重点整備地区の 景観形成基本方針



シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

もくじ

シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

1. 整備の目標及びテーマ	1
2. 各施設の整備方針	1
3. シビックコア地区の現況	3
4. 景観形成方針	5

シビックコア重点整備地区の景観形成に係る関連計画等の整理（一覧）

① 栃木市景観計画	13
② 栃木市景観計画 色彩ガイドライン	15
③ 栃木市公共サインガイドライン	17
④ 地区計画：栃木駅前・栃木駅前第2	19





シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

シビックコア地区については、官公庁施設と民間施設の連携や関連事業との整合などにより、魅力と賑わいのある拠点形成を図ります。特に、重点整備地区においては、歴史的なオールドシティと対比したニューシティとして、シンボル性の高い空間づくりを進めます。こうした目標を実現するため、市の“ゲート”にふさわしい景観づくり、空間づくりに向けて景観形成基本方針を設定します。

1. 整備の目標及びテーマ

整備の目標

- 栃木市固有の生活文化を備えた都市拠点の形成
- ついての楽しみ・学びができる複合的、融合的空間の創出
- 個性ある魅力的な都市空間の創出

2. 各施設の整備方針

■ みち型広場（シビックモール、“たまり”の空間）〔民間・栃木市〕 ■

- ・“みち”そのものを、人々が回遊し滞留する“広場”や災害時の一時避難場所として活用

■ 交流スペース（にぎわいの広場）〔民間〕 ■

- ・来訪者を迎えるとともに、市民の交流の場となる都市空間の提供
- ・まつり会場、音楽イベント、野外映画場、フリーマーケット等のイベント利用

■ 歩行者動線〔民間・栃木市〕 ■

- ・車と歩行者動線の分離を図るための車止め、サイン、街路灯等の整備
- ・モニュメントやポケットパークの整備

■ 複合施設・シビックセンター〔民間・栃木市〕 ■

- ・複合施設（民間）：交流スペースに面する低層部は、飲食店、物販店、ギャラリーなどを誘導
- ・シビックセンター：観光案内所、多目的スペース、赤ちゃんの駅等、市民や来訪者（栃木市）の利用施設として活用（200 m²程度の賃貸借）

整備のテーマ

「教育文化都市を担う活動の支援・交流促進」

広域交流と市民学習の舞台づくり

— 人が、暮らし、集まり、楽しみ、交わり、学ぶ街 —

シビックコア重点整備地区（A街区・B街区）の整備イメージ



■ 交流スペース（くつろぎの広場） 〔民間・栃木市〕 ■

- ・ A、B 街区両敷地と区画道路を一体的な空間として利用（潤いのある憩いの場）
- ・ 植栽やベンチなどを効果的に配置

■ 合同庁舎〔国〕 ■

- ・ 分散している各官署の集約、耐震安全性の確保による利用者の安全性・利便性及び公務の能率の向上、防災機能の確保
- ・ イベント等との連携など多くの人が集まる賑わいと交流の場として活用

シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

3. シビックコア地区の現況



① 栃木駅北口の喫煙スペース



② 栃木駅北口の「関東ふれあいの道」説明板



③ 栃木駅北口の総合案内サイン
(音声案内、誘導サイン兼)



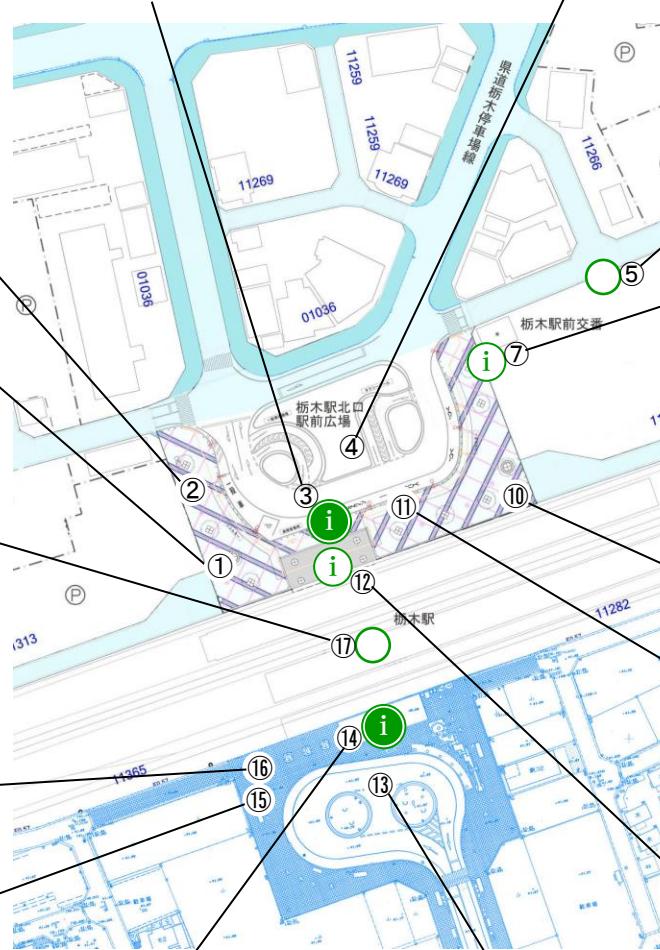
④ 栃木駅



⑪ 栃木駅構内のモニュメント



栃木駅構内（東武線改札出口部分）の誘導サイン



⑯ 栃木駅南口のモニュメント



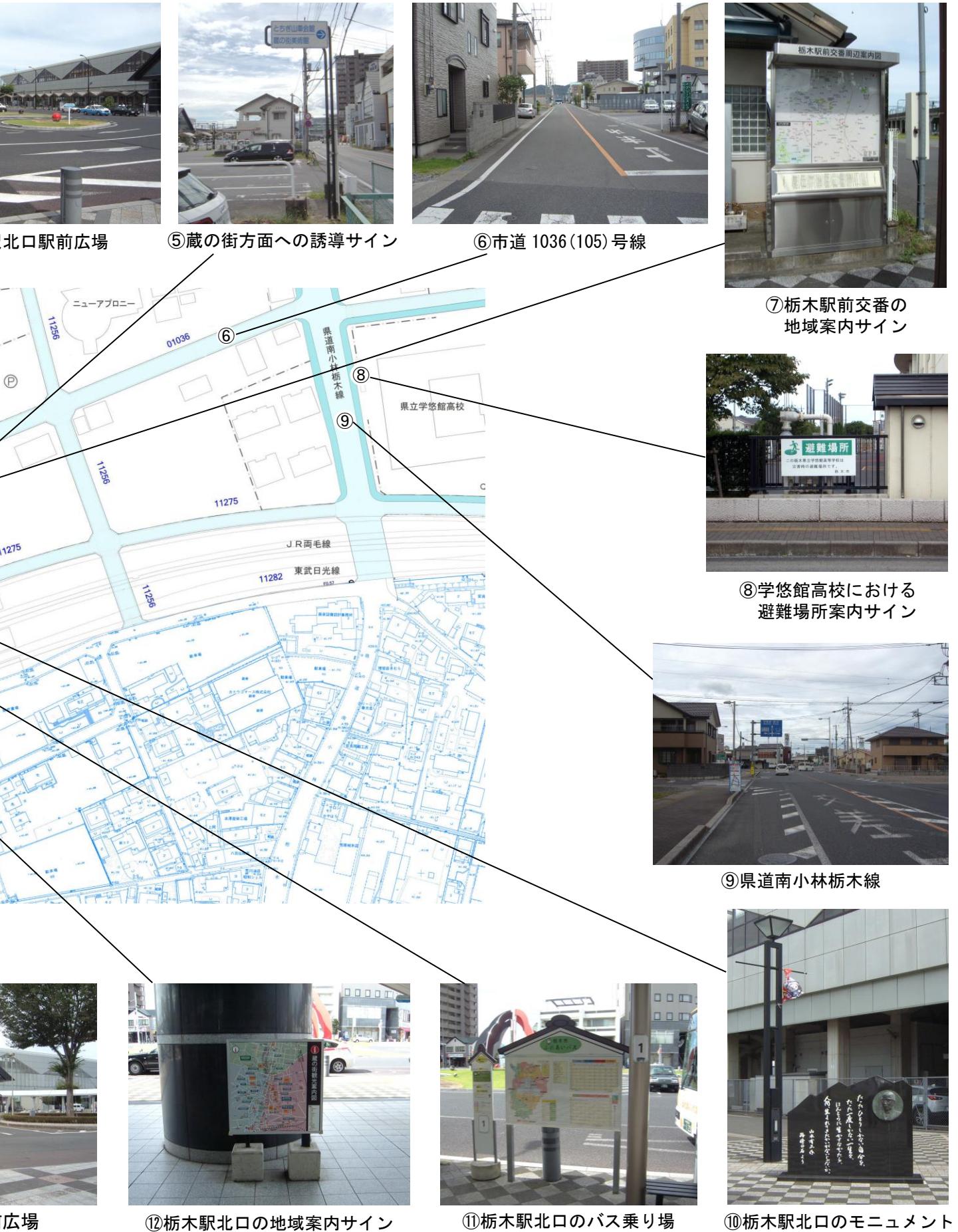
⑮ 栃木駅南口の喫煙スペース



⑭ 栃木駅南口の総合案内サイン



⑬ 栃木駅南口駅前



シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

4. 景観形成方針

シビックコア重点整備地区にふさわしい空間形成のため、歩行者空間・交流スペースや建築物・工作物等について新たなルールを定め、栃木駅周辺のシンボルとなる質の高い景観形成を促進します。

① 歩行者空間・交流スペース

安全で快適な歩行者の通行を演出するため、栃木駅北口駅前広場と整合したインターロッキングブロック舗装などによる高品位な設えとします。

空間構成

- 歩行者軸上に誘導サインや地域案内サイン及びベンチ・スツールなどのストリートファニチャーを設置し、多くの人の出入りによる賑わいを誘導・演出します。
- 特に、A街区においては、イベント時などに、にぎわいの広場やくつろぎの広場と一体的に利用できる歩行者空間としてシビックモールを形成し、B街区においては、人々の滞留・交流やイベント時の駐車場などの多様な利活用の場として“たまり”の空間を形成します。



イメージ：くつろぎと賑わいの空間

景観形成・緑化修景

- 全体的に潤いのある空間創出のため緑化を推進します。ただし、隣接する栃木駅北口駅前広場や合同庁舎との一体的な空間を確保するために敷地境界を分断することがないよう配慮します。
- 南側道路沿いは鉄道高架による殺風景な人工的景観であることを踏まえ、景観面でのバランスをとるため、高木低木の植栽を行います。
- 北側道路沿いは、快適な歩行者空間を確保するため、電線類地中化を推進します。その際、配電盤などの電気装置類については、ベンチなどに活用できるよう、材質・形態を検討し、効果的に配置します。
- 可能な限り水と緑を配し、潤いや優しさ及び季節感を感じられる緑化修景を行います。
- にぎわいの広場から続くみち型広場周辺は、ストリートファニチャーを設けるなど快適な景観形成を進めます。



イメージ：シンボルとなる高質な景観



栃木駅北口駅前広場のモニュメント

公共サイン

- 行動起点となる栃木駅北口駅前広場に総合案内サインを配置し、交流スペースには地域案内サインを配置します。
- 地域案内サインは、シビックコア地区の説明に加え、持続的な交流・賑わいの場とするため、まつりやフリーマーケット等のイベントの開催情報を適宜提供できるものとします。
- サイン設置場所の有効利用や都市景観への配慮から、地域案内サインと位置サインが近接して設置される場合は、できるだけサインを一体的に配置します。
- 歩行者や車両の安全に十分配慮し、歩行者の移動の障がいや車両に対する死角とならないように配置します。

【公共サイン配置イメージ】

[誘導サイン（歩行者系）]



[誘導サイン（車両系）]

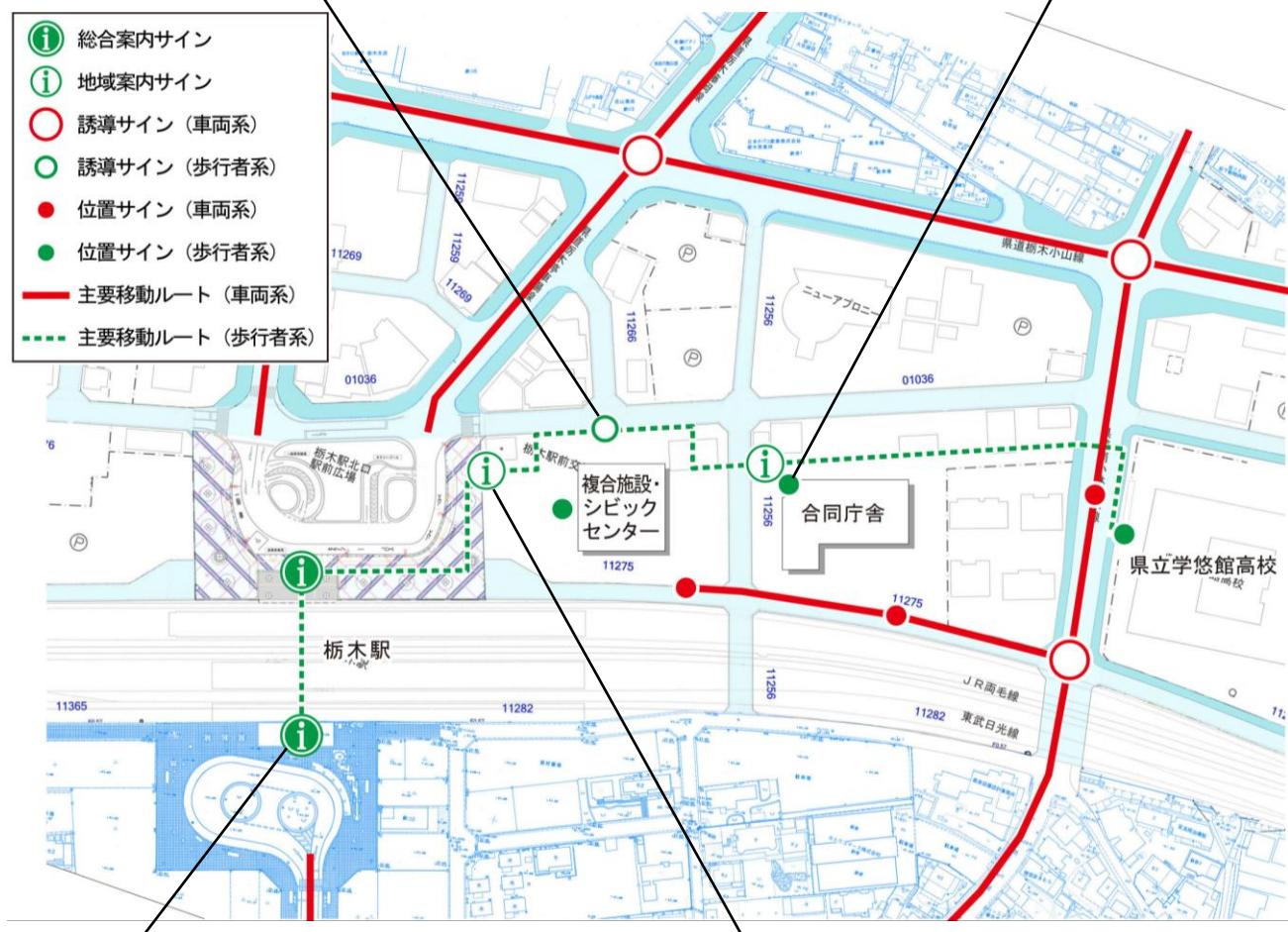


[位置サイン（歩行者系）イメージ]



落ち着いた
色彩、歩行
者が見やす
い意匠等

- 総合案内サイン
- 地域案内サイン
- 誘導サイン（車両系）
- 誘導サイン（歩行者系）
- 位置サイン（車両系）
- 位置サイン（歩行者系）
- 主要移動ルート（車両系）
- 主要移動ルート（歩行者系）



[総合案内サイン]



公共サイン
ガイドライ
ンに基づい
たデザイン
の栃木駅南
口総合案内
サイン

[地域案内サインイメージ]



イベント等
の情報を更新
できる地
域案内サ
イン

シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

② 建築物・工作物等

官公庁施設と民間建築物等が面する区画道路沿いにおいて、壁面のセットバック、埠・生垣などの景観面での配慮をします。また、交流スペースに面する複合施設・シビックセンター〔民間・栃木市〕と合同庁舎〔国〕を調和したデザインとするための新たなルールを定め、魅力的で居心地のよい街空間を創出するよう配慮します。

形態・意匠

- ・建築物の屋根・外壁は、栃木駅との一体感のある景観形成のため、駅舎に採用されている三角形のデザインを取り入れます。
- ・町並みの連続性を演出するため、低層部に統一した照明の設置や緑化などによる修景を行います。
- ・賑わいや憩いの場を創出するため、公共サービス施設や店舗はオープンスペースにベンチなどを設置します。



三角形を基調とした栃木駅舎

配置

- ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.0m以上離します。



イメージ：フラワーポット等による演出

かき又はさく

- ・みち型広場や交流スペースに面する部分においては、これらと一体的なオープンスペースの確保を妨げるようなかき又はさくは、原則設けないものとします。やむを得ず設置する場合は、移動可能なものとします。



イメージ：付帯設備の目隠し

付帯設備

- ・室外機などの付帯設備は、原則道路から見えない場所に設置します。やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆うなど、目立たなくします。

照明

- ・魅力的な夜間景観を演出するため、間接照明やアプローチライトなどを設置します。
- ・庭園灯やフットライト等、低い位置からのやわらかい照明を基本とします。高い位置に配置する場合は、独立した照明施設を避け、看板や建物等と一体的に設置します。
- ・光色については、後掲「色彩」例を踏まえ、あたたかみのある空間となるよう工夫します。



イメージ：夜間景観に配慮した照明

駐車場・駐輪施設

- ・建物との一体性を確保するとともに、街並みの連続性を阻害しない施設となるよう配慮します。
- ・屋外に設置する場合は、自動車や自転車等が極力道路から見えないようにするために、生垣や中・低木等を植栽します。
- ・立体駐車場や屋内に設置する場合は、建物と調和した意匠とし、可能な限り植栽スペースを設けます。
- ・出入口における案内・誘導施設については、植栽や建物と調和したデザインにするとともに、安全な出入りに配慮したわかりやすい表示とします。



緑化

- ・潤いのある空間創出のため、季節感のある花や緑を建物周辺、オープンスペース、駐車場・駐輪施設などに設けます。

イメージ：緑と一体的な駐車ます

屋外広告物

- ・秩序ある町並み景観の形成のため、掲出できる種別を景観形成に配慮したものに制限するとともに、使用できる色総数を抑えます。

色彩

- ・憩い・交流・賑わいの場として、あたたかみがあり多くの人の目に優しい色彩が望ましく、また、周辺の既存建築物等の色彩を踏まえ、外観の基調色は黄赤系（YR）又は黄系（Y）とします。

色相	明度	彩度
R、YR、Y	9以下	6以下
GY、G、BG、B、PB、P、RP	9以下	4以下
	4以下	6以下
無彩色	9以下	—



※外壁は面積が広いため、色の印象が異なる場合があります。

シビックコア重点整備地区の景観形成基本方針

景観形成イメージ



三角形の意匠を取り入れた町並み、建物



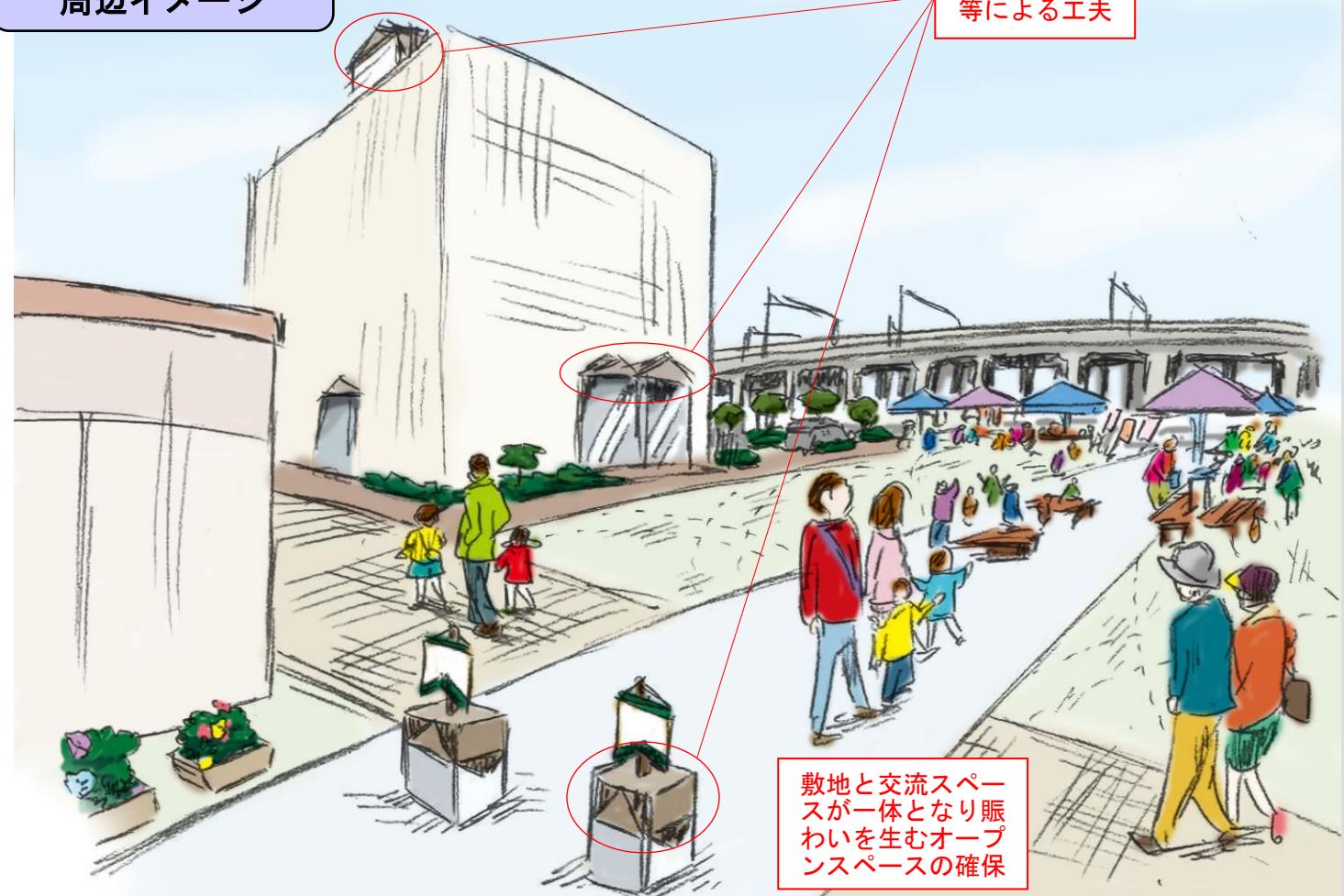
一部に三角形の意匠を取り入れた建物



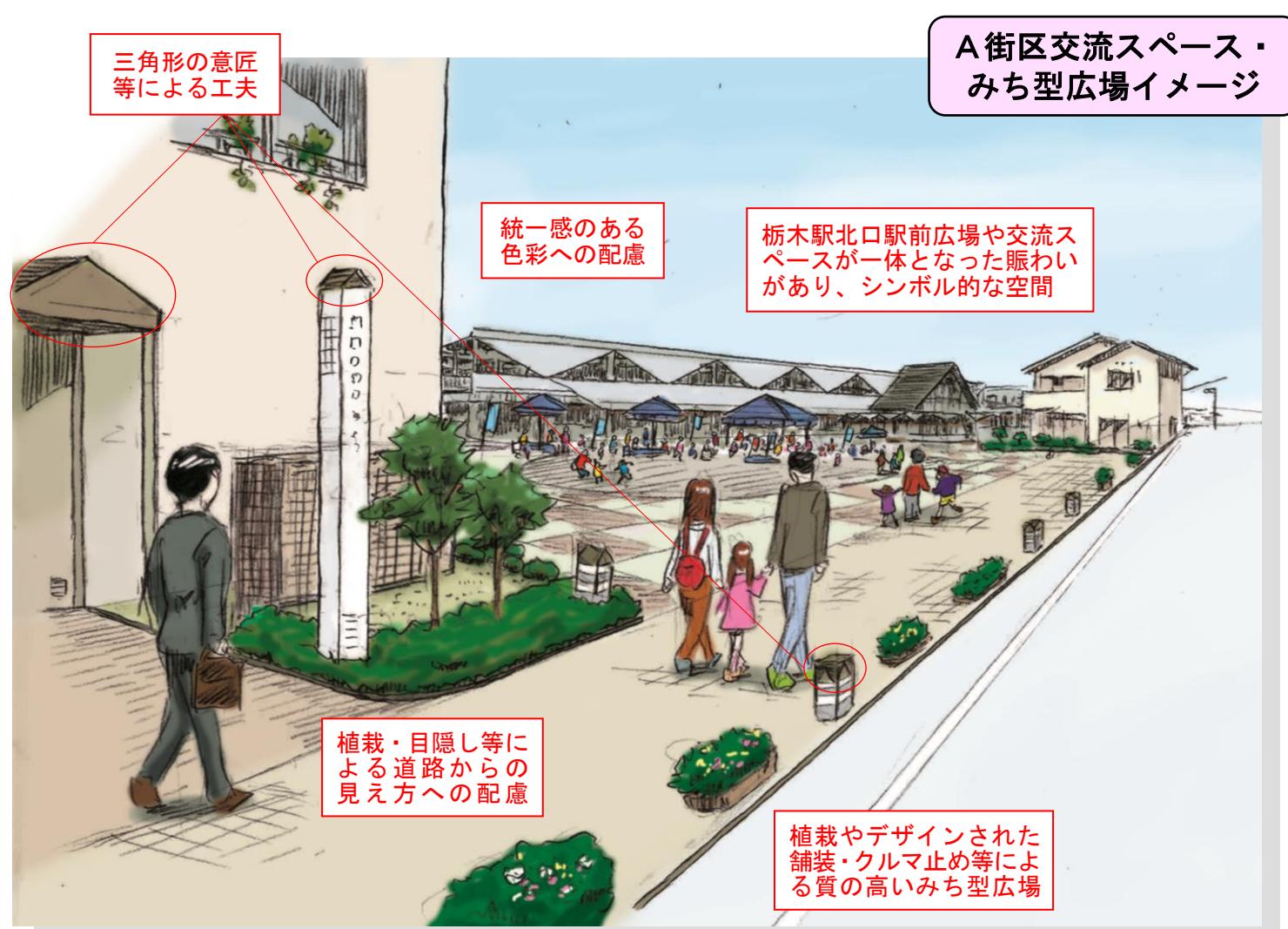
移動可能な
クルマ止め



B街区交流スペース周辺イメージ



A街区交流スペース・みち型広場イメージ



三角形の意匠を取り入れた案内サイン



落ち着いた色彩の案内サイン



道路と一体的でフラットな敷地内舗装

三角形の意匠を取り入れたクルマ止め、ごみ箱



シビックコア重点整備地区の景観形成に係る関連計画等の整理（一覧）

① 栃木市景観計画 平成 28 年 3 月（当初：平成 26 年 10 月）

- 景観計画区域 : 栃木市全域
- 景観まちづくりの基本目標 :
 - ・歴史と自然を活かした栃木らしい個性輝く景観まちづくり
 - ・市民が誇れるもてなしの空間を育む景観まちづくり
 - ・心地よい生活を支える親しみと安らぎのある景観まちづくり
 - ・市民・事業者・行政が協働して育む景観まちづくり
- 景観まちづくりのテーマ : “人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり”
- 景観構造ゾーン区分 : 市街地利用ゾーン、田園・農村的利用ゾーン、自然環境利用ゾーン、特に優れた自然のエリア、公共公益施設
- 景観形成基準 : 建築物・工作物（配置、高さ、形態・意匠、色彩、素材等に関する基準）開発行為（土地の形状、緑化等に関する基準）地面に彩色を施す行為

② 栃木市景観計画 色彩ガイドライン 平成 28 年 3 月

- 色彩ガイドラインの位置づけ : 「栃木市景観計画」に定められた色彩に関する基準である“周辺の景観に調和した色彩”を具体的にわかりやすく示したものです。
- 調和した色彩選定の基本的考え方 :
 - ・背景となる色彩を把握しよう
 - ・周辺の建物との色彩調和を考えよう
 - ・基調色と強調色を考えよう
 - ・外壁と屋根の特徴を踏まえよう
 - ・彩度の高い色彩は注意しよう
 - ・自然との調和に配慮しよう
 - ・伝統的に使われている自然素材等の色彩を活かそう
 - ・大きな面積は目立つので工夫しよう

③ 栃木市公共サインガイドライン 平成 27 年 3 月

- ガイドラインの適用範囲 : 公共サインを既設、新設に限らず、車道、歩道、駅前広場や公共施設等に設置する場合を適用範囲とします。
- デザインの方針 :
 - ・サインの表示デザインは、市民や来訪者、外国人等、だれもが一目で施設名や方向等が認識できるよう、不要な装飾は排除し、必要な情報のみを表示し、表記方法や内容に一貫性を持たせることを基本とします。
 - ・サインの表示板の形状は、シンプルで文字や記号表記のレイアウト等が容易な四角形を基本とします。
 - ・高齢者の視力低下や視覚障がい者に配慮し、必要な情報を的確に伝達できるようシンプルなデザインとします。
 - ・サインは、周辺の地域や景観を阻害しないようなデザインとします。

④ 地区計画：栃木駅前 平成8年10月・栃木駅前第2 平成14年4月

《栃木駅前》

●地区計画の目標：本地区は、JR及び東武栃木駅の北側に隣接した商業・業務地であり、土地区画整理事業によって、健全で良好な市街地の形成を図るために、道路・公園・下水道等の公共施設及び宅地の整備を行った地区です。そこで、地区計画により、適正かつ合理的な土地利用を誘導し、栃木駅周辺における商業・業務の拠点となる快適な市街地形成を図ります。

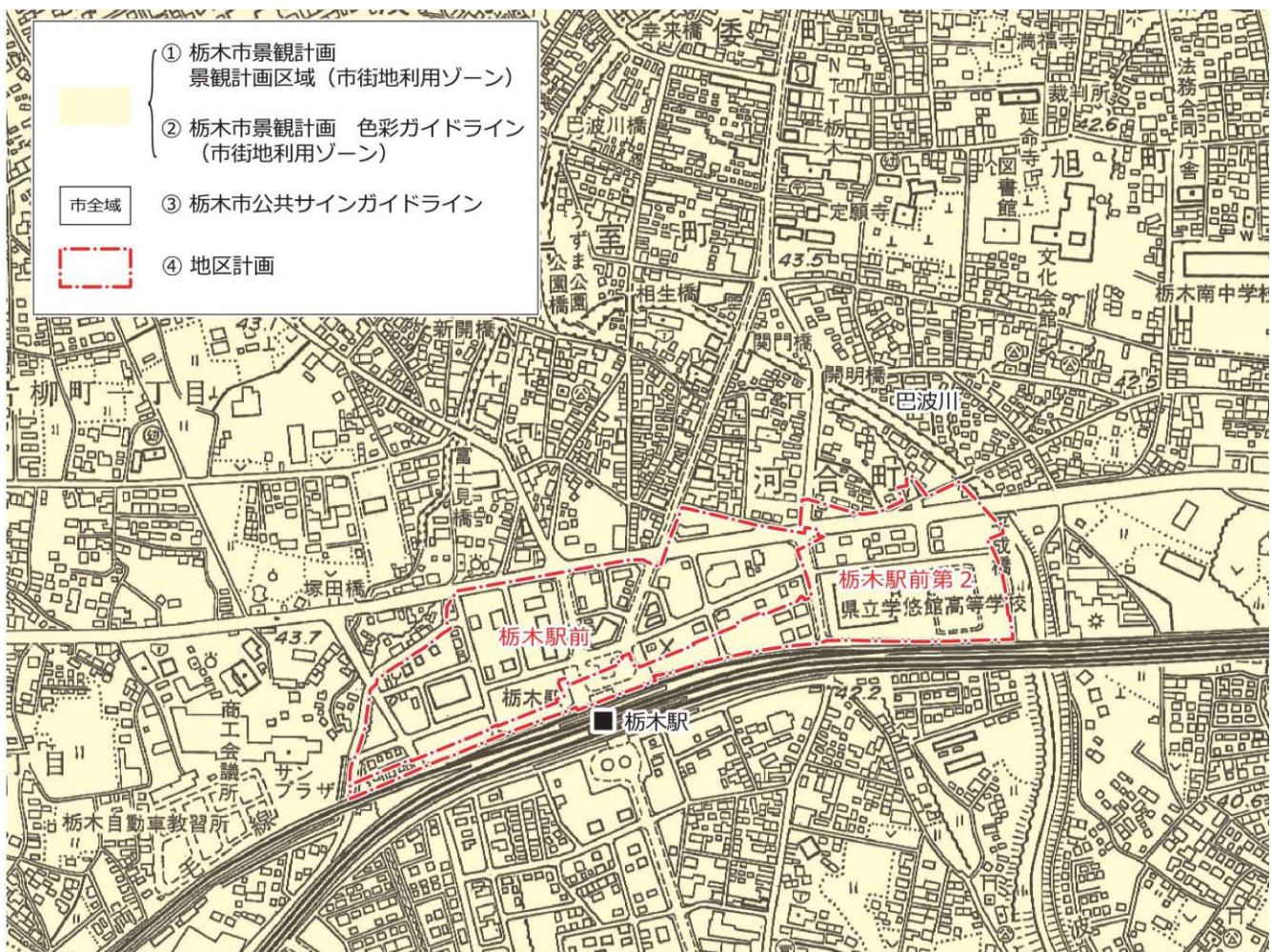
●土地利用の方針：栃木駅北口駅前広場を中心とする都市計画道路沿いについては、栃木市の玄関口として快適で魅力ある商業・業務活動を促進し、都市機能の充実と高度利用を図ります。

《栃木駅前第2》

●地区計画の目標：本地区は、JR及び東武栃木駅の主に東側に位置し、土地区画整理事業によって健全で良好な市街地の形成を図るために、道路・公園・下水道等の公共施設及び宅地の整備を行った地区です。このため、地区計画により適正かつ合理的な土地利用を誘導し、今後もこの良好な市街地環境を保全することを目標とします。

●土地利用の方針：栃木駅北口駅前広場を中心とする商業地域は、北側に隣接する栃木駅前と一体的に商業・業務施設の集積を促進し、都市機能の充実と高度利用を図ります。

【関連計画等位置図】



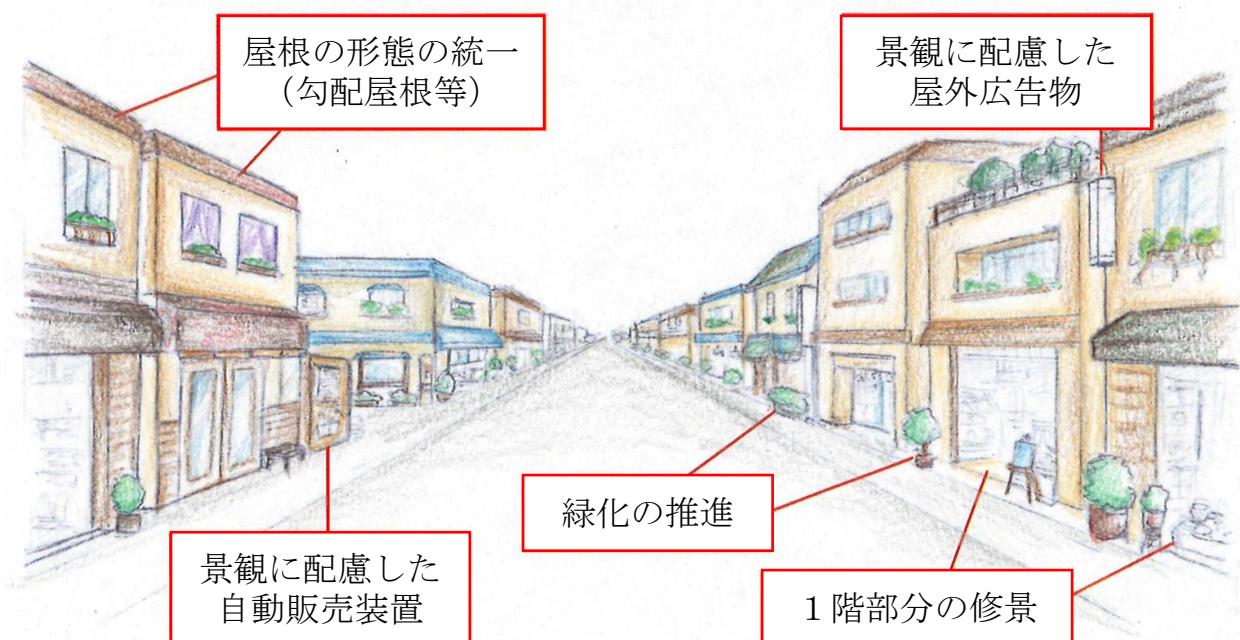
シビックコア重点整備地区の景観形成に係る関連計画等の整理

① 栃木市景観計画 平成 28 年 3 月（当初：平成 26 年 10 月）

項目	具体的内容				
景観まちづくりの基本方針	<p>①地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にする ②歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする ③暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ ④都市の拠点における良好な都市景観を形成する ⑤好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける ⑥市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む</p>				
市街地利用ゾーンにおける景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居系市街地：“日々の暮らしが緑豊かでほっとする景観形成。” <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な住宅地においては、敷地内の緑化により、緑豊かでほっとする景観を形成します。 ・開発行為等による住宅地の形成に際しては、地区計画や建築協定・景観協定等の景観形成のためのルールを活用し、良好な住宅地景観を形成します。 ・高層集合住宅等の大規模な建築物は、周辺の景観に及ぼす影響を十分考慮した、良好な景観を形成します。 ・公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については住居系市街地に調和したものに誘導し、良好な景観を形成します。 ● 商業・業務系市街地：“賑わいと歴史の調和を感じる景観形成。” <ul style="list-style-type: none"> ・複合都市拠点においては、シンボル性の高い都市景観と歴史景観が調和・融合した、賑わいと歴史の調和を感じる良好な景観を形成します。 ・地域の顔となる駅前においては、それぞれの地域の玄関口にふさわしい景観を形成します。 ・大規模商業施設は、魅力ある地域のランドマークとなるよう、周辺と調和した景観を形成します。 ・市街地内の道や川については、軸的に良好な沿道景観や水辺景観を形成します。特に景観的に重要なものについては、電線の地中化、来訪者を想定した水辺の修景等を推進します。 ・歴史的町並みや建築物、寺社、史跡等の周辺では、これらと調和を図るものとします。 ・公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については商業・業務系市街地にふさわしいものに誘導し、良好な景観を形成します。 ● 産業集積市街地：“周辺環境と調和した景観形成。” <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の田園や自然環境と調和した景観を形成します。 ・緑地の配置により、自然が感じられる景観を形成します。 ・公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については周囲の景観に配慮したものに誘導し、良好な景観を形成します。 				
公共公益施設における景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共公益施設：“周辺景観と調和した公共公益施設。” <ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設は、周辺の景観と調和するものとします。 				
景観形成基準	<table border="1"> <tr> <td>配置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路からの位置 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺と壁面線を調和させるとともに、道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある町並みを形成する。 ・周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫をする。 </td></tr> <tr> <td>高さ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる風景と町並みに配慮した高さ <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の町並みとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努める。 ・山並みが眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線に配慮した高さとする。 </td></tr> </table>	配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路からの位置 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺と壁面線を調和させるとともに、道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある町並みを形成する。 ・周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫をする。 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる風景と町並みに配慮した高さ <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の町並みとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努める。 ・山並みが眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線に配慮した高さとする。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路からの位置 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺と壁面線を調和させるとともに、道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある町並みを形成する。 ・周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫をする。 				
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる風景と町並みに配慮した高さ <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の町並みとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努める。 ・山並みが眺望できる場所では、市街地の背景となる山並みの稜線に配慮した高さとする。 				

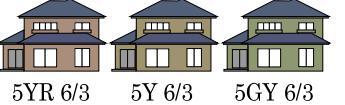
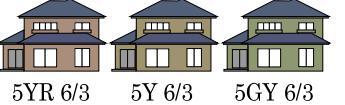
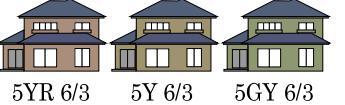
景観形成基準	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な町並みの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・町並みの統一感や連続性に配慮し、建築物と周辺の景観にも違和感なくなりむ、まとまりのあるものとする。 ● 暮らしへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・生活者に、落ち着いた雰囲気を与えるようなものとする。 ● 来訪者を心地よく迎える配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・複合都市拠点や駅周辺では、栃木の歴史的町並み景観と都市景観が融合した、玄関口にふさわしい景観を形成する。 ・魅力的な歩行者空間を創出すべき場所では、低層部の形態・意匠に配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の形態に応じた色彩による調和 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建築物や背景となる風景から突出した色の使用を避け、周辺の町並みと調和した色調とする。 ・色彩ガイドラインに適合し、良好な景観形成に資する色彩とする。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然素材や地域で使われてきた素材の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用する。 ・伝統的に使用されてきた素材等、地域の景観を特徴づける素材や地場産業の素材、伝統的な工法を積極的にとり入れる。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆う等、目立たないようにする。 ● 付属施設 <ul style="list-style-type: none"> ・車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとする等雑然としないように努める。 ● 緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・住居系市街地においては、生垣等の設置や敷地内緑化により、緑あふれる町並みの形成に努める。

【市街地利用ゾーン〈商業・業務系市街地（一般）〉における景観形成イメージ】



シビックコア重点整備地区の景観形成に係る関連計画等の整理

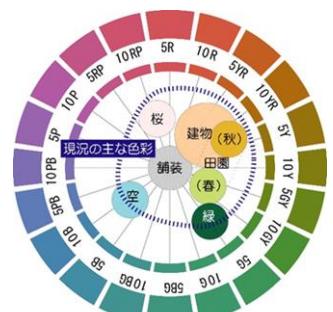
② 栃木市景観計画 色彩ガイドライン 平成28年3月

項目	具体的な内容							
	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる色彩を把握しよう 市街地利用ゾーンでは、望見場所は歩道などの周囲の建築物等となり、背景景観も同様に周囲の建築物等となるので、背景景観との距離は近く、近い景色（近景）の色彩に配慮し調和する必要があります。 	<p>近景との調和</p> <p>●周辺公共施設や隣接する建築物や工作物、町並みの中での連續性にも配慮し近景との調和を図る。</p> 						
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との色彩調和を考えよう 景観まちづくりにおける色彩調和の考え方は、「類似色調和」「色相調和」「トーン調和」の3つの手法があることから、背景景観との全体的な調和を念頭におきながら、これらの色彩調和の手法を踏まえて、色彩を考えましょう。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【類似色調和】</th> <th>【色相調和】</th> <th>【トーン調和】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>類似の色彩で揃えることで、統一感を持たせる。 </td> <td>同一の色相で揃えることで、統一感を持たせる。 </td> <td>同一のトーン（明度・彩度）で揃えることで、統一感を持たせる。 </td> </tr> </tbody> </table>	【類似色調和】	【色相調和】	【トーン調和】	類似の色彩で揃えることで、統一感を持たせる。 	同一の色相で揃えることで、統一感を持たせる。 	同一のトーン（明度・彩度）で揃えることで、統一感を持たせる。 
【類似色調和】	【色相調和】	【トーン調和】						
類似の色彩で揃えることで、統一感を持たせる。 	同一の色相で揃えることで、統一感を持たせる。 	同一のトーン（明度・彩度）で揃えることで、統一感を持たせる。 						
調和した色彩選定の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 基調色と強調色を考えよう 建築物等において、ベースとなる色彩（基調色）と、アクセントとなる色彩（強調色）を区別して考えよう。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基調色</td><td>建築物等の基調となる色彩です。</td><td>町並みや風景に与える影響が大きいため、周囲と調和した色彩とします。2色以上の色彩をほぼ同じ割合で使用する場合は、全て基調色とします。</td></tr> <tr> <td>強調色</td><td>アクセントとして、建築物の一部に用いる色彩です。</td><td>色彩の制限はありませんが、過度なデザイン表現とならないよう注意する必要があります。基調色との調和を考慮し、強調色は見付面積の5%程度までとします。</td></tr> </tbody> </table>	基調色	建築物等の基調となる色彩です。	町並みや風景に与える影響が大きいため、周囲と調和した色彩とします。2色以上の色彩をほぼ同じ割合で使用する場合は、全て基調色とします。	強調色	アクセントとして、建築物の一部に用いる色彩です。	色彩の制限はありませんが、過度なデザイン表現とならないよう注意する必要があります。基調色との調和を考慮し、強調色は見付面積の5%程度までとします。	
基調色	建築物等の基調となる色彩です。	町並みや風景に与える影響が大きいため、周囲と調和した色彩とします。2色以上の色彩をほぼ同じ割合で使用する場合は、全て基調色とします。						
強調色	アクセントとして、建築物の一部に用いる色彩です。	色彩の制限はありませんが、過度なデザイン表現とならないよう注意する必要があります。基調色との調和を考慮し、強調色は見付面積の5%程度までとします。						
	<ul style="list-style-type: none"> 外壁と屋根の特徴を踏まえよう 外壁と屋根、それぞれの特徴を踏まえて、色彩に配慮しよう。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>外壁</td><td>外壁は建築物の大部分を占め、背景景観に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。</td></tr> <tr> <td>屋根</td><td>屋根は建築物の最上部にあり、高い所からの眺望に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。</td></tr> </tbody> </table>	外壁	外壁は建築物の大部分を占め、背景景観に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。	屋根	屋根は建築物の最上部にあり、高い所からの眺望に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。	<p>屋根の色彩は、近くの山や高い建物からの見え方も考えて。(色は加工しており、実際の色とは異なります。)</p> 		
外壁	外壁は建築物の大部分を占め、背景景観に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。							
屋根	屋根は建築物の最上部にあり、高い所からの眺望に影響があることから、色彩の使い方に十分気をつけましょう。							
	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色彩は注意しよう 建築物が連続した町並みに配慮したうえで、調和する色彩を選定しよう。彩度の高い色彩（強調色）はなるべく使用せず、やむを得ず使用する場合には見付面積の5%程度とし、周辺との調和を乱さないように心掛けよう。 							
	<ul style="list-style-type: none"> 自然との調和に配慮しよう 背景景観となる田園や自然の色彩に配慮したうえで、調和する色彩を選定しよう。また、視界が開け遠景を望める場所では、遠景も背景景観の一つとしてとらえ色彩を把握したうえで、調和を心掛けよう。さらに、原色などの彩度が高く鮮やかな色彩、明度が高く明るい色彩は、自然的景観である背景景観との調和を乱すためなるべく使用しないようにしよう。 	<p>山並みなどの自然との調和に配慮しよう。</p> 						

	<p>● 伝統的に使われている自然素材等の色彩を活かそう</p> <p>伝統的な建材や素材を使って建てられている場合や固有の色調を持っている美しい町並みが残されている場合には、伝統的に使われている自然素材等の色彩を活かし、それらに配慮した色使いにしよう。</p> <p>なお、着色していない木材、土壁、石材等の自然素材によって仕上げられる部分の色彩については、ガイドラインの例外とします。</p> <p>● 大きな面積は目立つので工夫しよう</p> <p>大規模な建築物の色彩は、壁の面積が広いことから町並みに対する影響が大きく、自然景観の中にある場合、緑などの自然が示す基調となる色彩の範囲から逸脱すると、自然景観との調和が損なわれます。</p> <p>背景となる町並みや自然の基調となる色彩との関係を十分に考慮し、過度に鮮やかな色彩、明るい色彩を大面積に使用することは避けるなどの工夫をしよう。</p> <p>また、空との調和に配慮して、アクセントとして用いる色彩は、建物の高層部ではなく中低層部で用いるようにしよう。</p>																																		
市街地利用ゾーンの色彩基準	<p>● 色彩基準の考え方</p> <p>住居系市街地や商業・業務系市街地、産業集積市街地では、周囲の建築物との調和に配慮することが大切です。</p> <p>外壁や屋根の色彩については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の町並みの景観を妨げないよう配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。</p> <p>外壁のアクセントとして用いる色彩については、見付面積の5%程度の面積とし、主に建物の中低層部で用いるようにしてください。</p> <p>● 建築物等における色彩の範囲</p> <table border="1" data-bbox="335 1221 1473 1410"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>9以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>9以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 色彩基準に適合した色彩例</p> <p>市街地利用ゾーンにおいて、建築物の外壁及び工作物の外観の基調色として用いることができる色彩の代表例を以下に示します。</p> <table border="1" data-bbox="382 1545 1414 1956"> <thead> <tr> <th>赤系 (R)</th> <th>黄赤系 (YR)</th> <th>黄系 (Y)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5R 9/2 5R 9/3 7.5R 9/4</td> <td>2.5YR 9/25YR 9/37.5YR 9/4</td> <td>2.5Y 9/2 5Y 9/3 7.5Y 9/4</td> <td>5GY 7/310GY 8/22.5G 7/2</td> </tr> <tr> <td>2.5R 7/1 5R 7/2 7.5R 7/3</td> <td>2.5YR 7/15YR 7/27.5YR 7/3</td> <td>2.5Y 7/1 5Y 7/2 7.5Y 7/3</td> <td>7.5G 5/3 5BG 5/3 5B 6/3</td> </tr> <tr> <td>2.5R 5/2 5R 5/3 7.5R 5/4</td> <td>2.5YR 5/25YR 5/37.5YR 5/4</td> <td>2.5Y 5/2 5Y 5/3 7.5Y 5/4</td> <td>5PB 6/3 5P 6/2 5RP 3/2</td> </tr> <tr> <td>2.5R 4/1 5R 4/2 7.5R 4/3</td> <td>2.5YR 4/15YR 4/27.5YR 4/3</td> <td>2.5Y 4/1 5Y 4/2 7.5Y 4/3</td> <td>N 5 N 4 N 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外壁は面積が広いため、色の印象が異なる場合があります。</p>	色 相	明 度	彩 度	R、YR、Y	9以下	6以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	9以下	4以下	4以下	6以下	無彩色	9以下	—	赤系 (R)	黄赤系 (YR)	黄系 (Y)	その他の色相	2.5R 9/2 5R 9/3 7.5R 9/4	2.5YR 9/25YR 9/37.5YR 9/4	2.5Y 9/2 5Y 9/3 7.5Y 9/4	5GY 7/310GY 8/22.5G 7/2	2.5R 7/1 5R 7/2 7.5R 7/3	2.5YR 7/15YR 7/27.5YR 7/3	2.5Y 7/1 5Y 7/2 7.5Y 7/3	7.5G 5/3 5BG 5/3 5B 6/3	2.5R 5/2 5R 5/3 7.5R 5/4	2.5YR 5/25YR 5/37.5YR 5/4	2.5Y 5/2 5Y 5/3 7.5Y 5/4	5PB 6/3 5P 6/2 5RP 3/2	2.5R 4/1 5R 4/2 7.5R 4/3	2.5YR 4/15YR 4/27.5YR 4/3	2.5Y 4/1 5Y 4/2 7.5Y 4/3	N 5 N 4 N 3
色 相	明 度	彩 度																																	
R、YR、Y	9以下	6以下																																	
GY、G、BG、B、PB、P、RP	9以下	4以下																																	
	4以下	6以下																																	
無彩色	9以下	—																																	
赤系 (R)	黄赤系 (YR)	黄系 (Y)	その他の色相																																
2.5R 9/2 5R 9/3 7.5R 9/4	2.5YR 9/25YR 9/37.5YR 9/4	2.5Y 9/2 5Y 9/3 7.5Y 9/4	5GY 7/310GY 8/22.5G 7/2																																
2.5R 7/1 5R 7/2 7.5R 7/3	2.5YR 7/15YR 7/27.5YR 7/3	2.5Y 7/1 5Y 7/2 7.5Y 7/3	7.5G 5/3 5BG 5/3 5B 6/3																																
2.5R 5/2 5R 5/3 7.5R 5/4	2.5YR 5/25YR 5/37.5YR 5/4	2.5Y 5/2 5Y 5/3 7.5Y 5/4	5PB 6/3 5P 6/2 5RP 3/2																																
2.5R 4/1 5R 4/2 7.5R 4/3	2.5YR 4/15YR 4/27.5YR 4/3	2.5Y 4/1 5Y 4/2 7.5Y 4/3	N 5 N 4 N 3																																



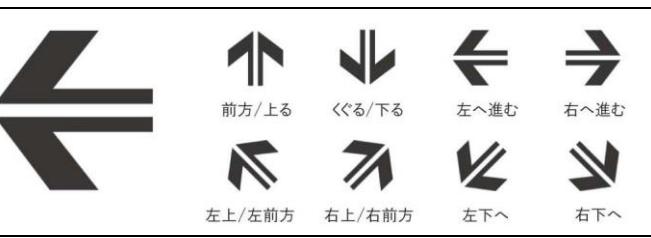
空との調和に配慮しよう。



シビックコア重点整備地区の景観形成に係る関連計画等の整理

③ 栃木市公共サインガイドライン 平成27年3月

項目	具体的内容
案内サイン サイン別デザインの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 案内サインは、独立型を基本とします。ただし、設置場所の状況により困難な場合は、必要に応じ壁掛け型とします。 景観に配慮してサインの高さを抑えたい場所においては、盤面を斜め上方に傾ける形状とします。ただし、利用者が無理な姿勢とならずに盤面が確認できるようにします。 駅前広場及び道の駅等に設置する案内サインは、公共施設や観光施設等の主要施設へ行くための行動起点となるため、主要施設の情報を表示した総合案内サインとします。 総合案内サインは、市全域案内図、地域案内図を掲載し、原則として統一したデザインとします。 公共駐車場及び主要な交差点等の移動ルート上の分岐点に設置する案内サインは、地域案内図や主要施設の情報を表示した地域案内サインとします。 表示する主要施設の情報については、施設名称、外国語、住所及び避難場所等を表示し、必要に応じてピクトグラムを表記します。 案内サインの認識性を確保するため、適切な高さにインフォメーションマークを掲示します。 視覚障がい者や高齢で視力が低下した人に対して、音声案内や点字表示、触知案内図等の案内機能を備えたサインも必要に応じ設置します。 <p style="text-align: center;">[総合案内サインのデザインイメージ]</p> <p style="text-align: center;">[表面表示] [裏面表示] [側面表示]</p> <p style="text-align: center;">[地域案内サインのデザインイメージ]</p> <p style="text-align: center;">[表面・裏面表示] [表面表示] [側面表示]</p>
誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> 誘導サインは、矢羽根型、路側型で横設置を基本とし、視認性の高いデザインとします。 誘導サインは、移動ルート上の主要な交差点付近等に設置することから、歩行者や車両の通行上の支障とならないよう安全性確保に十分配慮します。 誘導する公共施設については、利用者の負担とならないよう一基あたりの表示板の数を制限します。 周辺の景観と調和するようシンプルなデザインとします。 表示内容は、施設名称、外国語、矢印及び距離を表記し、必要に応じピクトグラムを表記します。 <p style="text-align: center;">[誘導サインのデザインイメージ]</p> <p style="text-align: center;">[車両系] [歩行者系]</p>
位置サイン	<ul style="list-style-type: none"> 位置サインは、矢羽根型、独立型で横設置を基本とし、目的地となる公共施設の敷地の出入口付近に設置します。 歩行者系は視認性を高めること等から設置高が低くなるため、公共施設の名称によっては横設置では突き出し幅が大きくなることから、歩行者等への安全性の確保に十分配慮し、状況等に応じ縦設置とします。 周辺の景観と調和するようシンプルなデザインとします。 表示内容は、施設名称、外国語を表記し、必要に応じピクトグラムを表記します。 <p style="text-align: center;">[位置サインのデザインイメージ]</p> <p style="text-align: center;">[車両系] [歩行者系]</p>

使用書体	<ul style="list-style-type: none"> 和文書体は、視認性や可読性に優れ、また、部分的な情報更新が可能な書体である「丸ゴシック」を基本とします。 英文書体は、飾り（セリフ）を持たないサンセリフ系書体である「Avenir」を基本とします。また、和文中の数字も同様に「Avenir」を使用します。 	<p>[表示例]</p> <p>栃木市役所</p> <p>[表示例]</p> <p>Tochigi City Hall</p>
文字の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 案内サインに用いる文字高は、和文 9mm 以上、英文 7mm 以上を基本とします。 歩行者系の誘導サイン、位置サインに用いる文字高は、和文 60mm 以上、英文 36mm 以上を基本とします。 車両系の誘導サイン、位置サインに用いる文字高は、和文 20cm、英文の大文字は和文の 1/2 の大きさ (10 cm)、小文字は大文字の 3/4 程度の大きさ (7.5 cm) を基本とします。 	<p>[視距離1~2mの和文の文字高]</p>  <p>[視距離15mの和文の文字高]</p> 
言語表記	<ul style="list-style-type: none"> 日本語表記は、施設の正式名称を基本としますが、表示内容を瞬時に判断できるように、必要に応じて簡略化します。また、数字の表記や紀年の表記等は、混乱を避けるために統一した表記とします。 英語表記は、原則的に英語とローマ字の組合せとなります。ローマ字は一般的なヘボン式を基本とします。また、必要に応じて多言語を併記します。 	<p>[表示例] 栃木県立自然公園 ↓ 県立自然公園</p> <p>[表示例] 栃木市役所 Tochigi City Hall</p> <p>JR NHK 蔵の街大通り</p> <p>Kuranomachi - odori Ave.</p>
ピクトグラム	<ul style="list-style-type: none"> ピクトグラムは抽象化・単純化された絵による視覚言語のひとつです。視認性に優れており、瞬時に伝達できる記号であり、文字を補う機能のほか国際的な伝達機能も持っています。そのため、利用者が理解しやすいよう、より公共サインを全国で標準的に使用されており、理解度やデザインの完成度が高く、著作権が開放されている JIS 案内用図記号を用います。 	<p>■標準案内用図記号の一例</p> <p>[公共・一般施設]</p>  <p>[安全]</p>  <p>情報コーナー トイレ 障害のある人が使える設備 警察 広域避難場所</p> <p>[交通施設]</p> <p>鉄道/鉄道駅 バス/バスのりば タクシー/タクシーのりば 駐車場</p>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 判読しやすいよう明度差（コントラスト）の大きい色の組合せを使用します。原則として白色と青色の組合せを使用します。 	<p>[配色例] 白色と青色</p>  <p>栃木市</p>
矢 印	<ul style="list-style-type: none"> 矢印は、施設の方向を伝える重要な記号であり、遠方からでも視認性の高いシンプルなものを方向の意味に応じて、正確に使用します。 	 <p>前方/上る ぐぐる/下る 左へ進む 右へ進む</p> <p>左上/左前方 右上/右前方 左下へ 右下へ</p>

シビックコア重点整備地区の景観形成に係る関連計画等の整理

④ 地区計画：栃木駅前 平成 8 年 10 月・栃木駅前第2 平成 14 年 4 月

まちづくりのルール

●建築物等の用途の制限（秩序あるまちづくりを行うために）

各 地 区 ご と の ル ー ル				
地区区分	面 積	用途地域 容積率／建ぺい率	建てられない建築物 (用途地域の制限に加えて)	備考
A 地区	約 4.7ha	○商業地域 ○400%／80%	○専用住宅	併用住宅は建てられます。
			○共同住宅、寄宿舎、下宿	建築物の 1 階部分を店舗・事務所等の用途に供するものは除きます。
			○工場	※ 1
			○自動車教習所	
			○畜舎	
			○倉庫	※ 2
B 地区	約 4.2ha	○商業地域 ○400%／80%	○工場	※ 1
			○自動車教習所	
			○畜舎	
			○倉庫	※ 2
C 地区	約 1.2ha	○第一種住居地域 ○200%／60%	○工場	※ 1
			○自動車教習所	
			○畜舎	
			○倉庫	※ 2
D 地区	約 0.8ha	○工業地域 ○200%／60%	○自動車教習所	
			○畜舎	
E 地区	約 2.0ha	○第一種住居地域 ○200%／60%	○工場	※ 1
			○自動車教習所	
			○畜舎	
			○倉庫	※ 2

※1：パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等で作業上の床面積が 50 m²以下のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kw 以下のもの）は除きます。

※2：主たる建築物に附属するものは除きます。

●壁面の位置の制限（心地よいまちづくりを行うために）

各 地 区 ご と の ル ー ル	
地区区分	A 地区
B 地区	● 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、 都市計画道路の道路境界線までの距離（L）は 1.0m以上 離します。
C 地区	● 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、 道路境界線までの距離（L）は 1.0m以上 離します。
D 地区	● 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、 道路境界線までの距離（L）は 1.0m以上 離します。
E 地区	● 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、 道路境界線までの距離（L）は 3.0m以上 離します。



●建築物の敷地面積の最低限度（ゆとりあるまちづくりを行うために）

全地区 共通の ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地面積の最低限度は 100 m² です。
-------------------	---



●建築物等の形態又は意匠の制限（調和あるまちづくりを行うために）

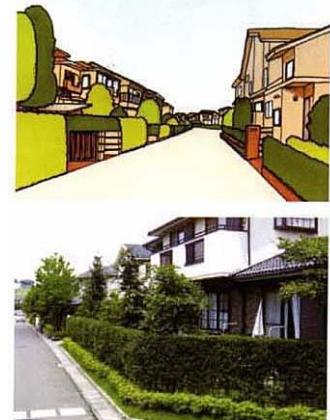
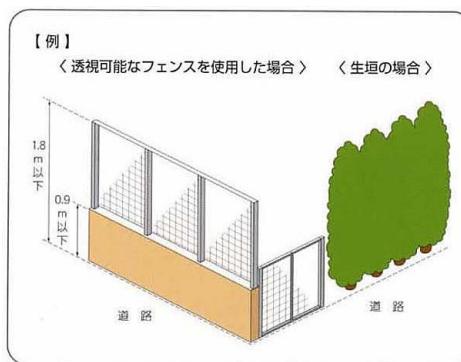
全地区 共通の ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の外壁及び屋根の色は、刺激的な色彩を避け、周辺の建築物と調和した落ち着きのある色調のものとします。 ● 建築物の屋根の形態は、勾配屋根を基調とします。 ● 広告物、看板類は、周辺の景観的調和に配慮したものとします。
-------------------	--



●かき又はさくの構造の制限（緑あふれるまちづくりを行うために）

全地区 共通の ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路に面する敷地の部分にかき又はさくを設置する場合は、生垣、又は高さが1.8m以下の透視可能な材料で造られたものとします。（ただし、高さが0.9m以下の部分は除きます。）
-------------------	---

注) かき又はさくは、各敷地の顔となるものです。
美しく保つとともに、通行の妨げとならないよう配慮しましょう。



【地区計画対象地区区分】

